

意見案第 1 号

不妊治療等への保険適用の拡大を求める意見書

上記意見案について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 112 条及び富良野市議会会議規則（昭和 62 年議会規則第 1 号）第 13 条の規定により提出する。

令和 2 年 12 月 8 日

提出者 富良野市議会議員 大 栗 民 江 ⑩

賛成者 同 天 日 公 子 ⑩

同 同 松 下 寿美枝 ⑩

同 同 水 間 健 太 ⑩

同 同 家 入 茂 ⑩

同 同 大 西 三奈子 ⑩

同 同 宮 田 均 ⑩

- 提出先 - 内閣総理大臣、厚生労働大臣

## 不妊治療等への保険適用の拡大を求める意見書

日本産科婦人科学会のまとめによると、2018年に不妊治療の一つである体外受精で生まれた子どもは5万6979人となり、前年に続いて過去最高を更新したことが分かった。これは実に、16人に1人が体外受精で生まれたことになる。

また、晩婚化などで妊娠を考える年齢が上がり、不妊に悩む人々が増えていることから、治療件数も45万4893件と過去最高となった。

国においては、2004年度に、年1回10万円を限度に助成を行う「特定不妊治療助成事業」が創設され、その後も助成額の拡充や所得制限の緩和などが段階的に行われてきている。また、不妊治療への保険適用もなされてきたが、その範囲は不妊の原因調査など一部に限られている。保険適用外の体外受精や顕微授精は、1回当たり数十万円の費用がかかり、何度も繰り返すことが多いため、不妊治療を行う人々にとっては過重な経済負担になっている場合が多い。

厚生労働省は、不妊治療の実施件数や費用などの実態調査を10月から始めているが、保険適用の拡大及び所得制限の撤廃も含めた助成制度の拡充は、早急に取り組むべき喫緊の課題である。

よって、国においては、不妊治療等を必要とする人々が今後も安心して治療に臨むことが出来るよう、下記の事項について早急に取り組むことを強く求める。

### 記

- 1．不妊治療は一人一人に最適な形で実施することが重要であるため、不妊治療の保険適用の拡大に当たっては、治療を受ける人の選択肢を狭めることがないように十分配慮すること。具体的には、現在、助成対象となっていない「人工授精」をはじめ、特定不妊治療である「体外受精」や「顕微授精」、さらには「男性に対する治療」についても、その対象とすること。
- 2．不妊治療への保険適用の拡大が実施されるまでの間については、その整合性も考慮しながら、既存の助成制度での所得制限撤廃や助成回数の制限を緩和するなど、幅広い世帯を対象とした経済的負担の軽減を図ること。
- 3．不妊治療と仕事が両立できる環境をさらに整備するとともに、相談やカウンセリングなど不妊治療に関する相談体制の拡充を図ること。
- 4．不育症の治療に対する保険適用、事実婚の夫婦に対する不妊治療の保険適用及び助成を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和2年12月15日

富良野市議会